

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画(案)」に対する 意見募集の結果を公表します

令和5年2月17日(金)から令和5年3月20日(月)まで、「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画(案)」に関するパブリック・コメントを実施しましたところ、8名の方からご意見をいただきました。

ご意見は適宜集約させていただき、最終的に26件としてまとめましたので、ご意見の概要とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

また、ご意見を踏まえて策定しました「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画」も、併せて公表いたします。

■結果公表期間

令和5年5月11日(木)～令和5年6月12日(月)

■資料の公表場所

まちづくり総務課窓口(さいたま市役所9階)

各区役所情報公開コーナー

さいたま市ホームページ

トップページ(URL <https://www.city.saitama.jp/>)>市政情報>広聴・市民参加・アンケート

>パブリック・コメント>結果公表中の計画等>「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画(案)」に対する意見募集の結果を公表します。

■公表資料

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画(案)」に対する意見募集の結果

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画」

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画概要版」

【担当】

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課 中央区公共施設再編係
(さいたま市役所9階)

電話 048-829-1445

FAX 048-829-1976

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画（案）」に対する意見募集結果

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ/ 条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の 対応
1	<p>数年の「企画」を経ても、キーワードと高尚な表現ばかり。そのことを打ち合わせで強調し、言葉を視覚化するためにラフなイメージを作るべきだと言いました。残念ながら、市はまったく役に立たないイメージを作っており、それは議論の根拠にはなりません。建築家やデザイナーと一緒に座って、実際のイメージについて話しましょう。</p> <p>市は、予算、提案された設計オプション、スケジュール、各エリアの責任者を含む実際の計画（希望や要望の寄せ集めではない）を準備し、コメントや変更のための十分な時間を確保する必要があります。このままでは、最も重要な作業が非常にタイトなスケジュールに押し込まれ、「何も変更するには遅すぎる」状況が生じることが予想されます。</p>	全体	1	<p>施設配置のイメージ等につきましては、市の考え方を示すと共に民間事業者の提案を求めながら、市民の意見を取り入れる機会等を設けていくなど、今後も意見交換を行いながら進めてまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	案のとおりといたします
2	<p>この計画では、中央区の他の重要なエリア（与野公園、神社仏閣、商店街、学校、診療所、交通機関、特に与野本町駅）を結ぶことは考慮されていません。これらの接続を考慮せず、改善せずに、これが「ハブ」の中心拠点になるにはどうすればよいでしょうか。物理的な構造に加えて、システムも考慮する必要があります。例えば、駅からの無料シャトルバスや、2～3人乗りの自転車タクシー。少なくとも英語と中国語で、外国人（人口の2.5%）向けのサービスと標識はどうですか。ソフトウェアとハードウェアは、同等の重要性を共有する必要があります。</p>	全体	1	<p>事業エリアまでの交通アクセスや標識などによる案内につきましては、施設利用者の導線に配慮し、検討してまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	案のとおりといたします
3	<p>「プライベートエリア」の意味がよくわかりません。どういう意味で「プライベート」？ 表7に続く説明は、非常に紛らわしく、疑わしいものです。市は住宅建設業者や大邸宅の建設のためにこのエリアを売却する予定はありますか？ これは明確に述べるべきです。土地の売却またはリースは明確に説明されるべきであり、市職員と市民の監視委員会が設立されるべきです。現在、都市環境を破壊している同じ住宅建設業者は、プロジェクトに入札することを許可されるべきではありません。それは事です。今はコスト回収に力を入れているようで、大手不動産会社に任せているようなものです。</p>	42	1	<p>「民間エリア」として設定したエリアは、公共施設ではなく、事業区域の賑わい形成、拠点性の形成を図ることが可能な民間機能を導入していく場所としております。</p> <p>基本計画（案）P.38「2.民間エリアへの導入機能」に掲載のとおり、幅広い市民の利用ができない施設（住宅用途等）は求めないこととしております。</p> <p>土地の売却またはリースにつきましては、基本計画（案）P.46「(3)民間エリアの土地活用事業」に掲載のとおり、民間エリアの土地活用事業では将来に亘り市有地を保有し続けることができ、継続的に地代収入を得られる点を重視し、売却ではなく定期借地権方式により実施することといたしました。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	案のとおりといたします
4	<p>公共施設に関しては市民にとって使いやすさが第一。特定の場所が混雑することのないよう動線や配置を工夫すべき。各課とも市民の相談窓口を充実させ、プライバシーが保てる相談室を多数用意すること。特に福祉課は。</p> <p>公民館、産文センターの会議室は今も利用率が高いので、現状より部屋数を増やすべき。特に100人規模の部屋が区内に少ないので必ず設置すること。さらに利用料の値上げはしないこと。</p>	14	1	<p>各施設の諸室の具体的な機能、配置、動線などにつきましては、今後の公募資料（要求水準書等）の作成の際や施設の設計を行う段階で検討を行い、整理してまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	案のとおりといたします
5	<p>駐車場は現在の区役所、体育館、プール、産文センター、下落合公民館の総駐車台数より多くすべき。現状でも区役所、体育館駐車場はほぼ満車状態であり、図書館、下落合公民館は駐車場が無いが狭すぎる。したがって駐車場は大幅に増やす必要がある。現状の利用者129台はどのような数字かわからないが、区役所駐車場は時間帯によってはかなりの待ち時間を要する。この数字で足りるとは到底思えない。</p> <p>また、駐車場の設置については出入りの利便性と道路混雑も考慮しなければならない。今でも時間帯によっては区役所前の交差点は相当混雑する。1箇所集中ではなく、いくつか分散して駐車できるようにすべき。</p> <p>駐車料金は無料を維持すべき。</p>	37	1	<p>施設利用者用駐車場につきましては、現在の対象公共施設の駐車場の合計台数の129台以上を確保する計画としております。</p> <p>今後の人口減少やデジタル化により来庁者の減少が想定されること、また、図書館やプールなどの利用者の増加が想定される休日は、区役所閉庁時における駐車場の有効活用が可能となること等も考慮した台数を検討してまいります。</p> <p>民間エリアにおける民間施設用の駐車場につきましては、公共施設利用者も使えるよう、事業者と話し合いをしてまいります。</p> <p>駐車場の配置につきましては、効率的な利用を図ることができる観点からなるべく集約し、利用者の動線を踏まえて、利便性等を向上させてまいります。</p> <p>駐車場につきましては、施設利用目的外の駐車や長時間駐車を抑制し、混雑を緩和させるなど、駐車場の適正利用を図ることを目的とした有料化も含め検討してまいります。</p>	案のとおりといたします

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
6	PFI(BTO)方式そのものをよく知らないが、少なくとも「市民会館おみや」や「市民会館うらわ」のように現地改築の何倍にもなるような民間との共同事業にはしてはならない。民間力の活用は結構だが、民間のために多額の税金を投入するようになっては本末転倒である。	44	1	PFI方式は民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行うことにより、質の高いサービスをより少ない財政支出で提供する手法として活用するものとなっております。 本事業につきましては、設計、建設、維持管理、運営を一括発注し、民間ノウハウが発揮されることで、施設間の連携が図れる点、工事費などの圧縮や、設計期間や施工期間の圧縮等の効果を期待しています。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
7	区役所新庁舎と図書館等複合施設は可能な限り北に寄せ、区民広場を南に寄せて、区民広場が建物の影に入らないようにしてください。	15	1	施設配置計画につきましては、現状の施設の配置や敷地の大きさ、敷地の条件、複合化の組合せ、建替え手順などを考慮したうえで、効率的に施設を更新し、より良い市民サービスを提供できるような考え方としております。なお、施設配置につきましては民間事業者の提案をいただきながら最終的に決めてまいります。頂いた御意見も踏まえ、検討を進め、公募の条件を整理してまいります。	案のとおりといたします
8	施設利用料については、近隣市等の類似施設との均衡ではなく、利用者本位の低廉な価格にしてください。	20	1	施設利用料につきましては、公共施設を複合化し、一体的な管理運営等による効率的な利用方法を目指していく中で、利用形態の変化に応じて、検討してまいります。 施設利用料の設定にあたりましては、現在の本市の各施設利用料金設定の考え方を踏まえ、利用者に適正かつ公平な負担を求めることを基本として検討を進めてまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
9	新たにできる区役所の建物やホールの名称は、中央区役所、与野図書館、下落合公民館、産業文化センター、児童センター、下落合プール、老人福祉センターいこい荘、〇〇児童センター、等わかりやすいものにしてください。	20	1	施設の名称につきましては、市民の利用を対象とした公共施設となるため、分かり易くしてまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
10	諸施設の名称プレートや案内図は、デザイン重視ではなく、大きな文字にしてください。	26	1	諸施設の名称プレートや案内図につきましては、市民の利用を対象とした公共施設となるため、分かり易くしてまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
11	相談室は、プライバシーが守られるような仕切りを作ってください。	26	1	各施設の諸室の具体的な機能等につきましては、今後の公募資料（要求水準書等）の作成の際や施設の設計を行う段階で検討を行い、整理してまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
12	産業文化センターの会議室は、多少の飲食が可能になるようにしてください。	31	1	各施設の諸室の利用方法につきましては、今後の公募資料（要求水準書等）の作成の際や施設の設計を行う段階で検討を行い、整理してまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
13	駐車場の有料化はやめてください。	37	1	駐車場につきましては、施設利用目的外の駐車や長時間駐車を抑制し、混雑を緩和させるなど、駐車場の適正利用を図ることを目的とした有料化も含め検討してまいります。	案のとおりといたします
14	現在の中央区役所周辺は公共施設が集積している一方で、民間の施設（店舗やオフィス）などが少なかったため、今回の計画を機会に、民間エリアに魅力的で利便性のある店舗やオフィスが入居して、このエリアの魅力が高まり、にぎわいが増すことを期待します。	13	1	事業区域に誘導する民間機能は、「中心拠点に相応しい賑わい機能」、「市民の日常生活のサポート・充実機能」という2つの観点から、その機能の誘導・実現を図ることとしております。 引き続き民間事業者と対話を重ねながら、事業エリアの魅力向上に資する民間機能の誘致・実現に取り組んでまいります。	案のとおりといたします
15	いこい荘に行きたい高齢者の交通手段についてどう考えているのか。現在のように徒歩か自転車利用者のみの利用しか考えていないのか。綺麗な施設になれば使ってみた。行ってみたい。しかし行く手立てがない。検討して欲しい。	16・34	1	事業エリアまでの交通アクセスにつきましては、施設利用者の導線に配慮し、検討してまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画（案）」に対する意見募集結果

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ/ 条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の 対応
16	<p>基本計画（案）P.41「2. 脱炭素化の推進」について、賛同します。</p>	41	1	<p>P.41「2. 脱炭素化の推進」に記載のとおり、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）の実現に向けた本市全体での各種取組や本市の「脱炭素先行地域」の選定を受け、本市の脱炭素化の取組みを先導するエリアとしての役割や次世代技術の活用等を念頭に、本事業における脱炭素化に取り組んでまいります。</p>	案のとおりといたします
17	<p>1 ノーマライゼーションの理念に則った障害福祉への配慮 ①本文中に「市民」という文言が70か所以上確認できたので、そのすべての箇所には言いませんが、特に、10ページの「1. 全体コンセプト」の「(1) 基本的な考え方」、11ページの「(2) 本事業の基本方針」、12ページの「2. 事業区域の整備方針」、19ページの「3. 施設運営・維持管理方針」、20ページの「4. エリアマネジメント」における「市民」については、「障害の有無や年齢、性別にかかわらずすべての市民」もしくは「子ども、高齢者、障害者などを含むすべての市民」と重点的に追記していただき、21ページの「第3章 導入機能」意向の市民についても、前述同様の追記をご検討くださいますようお願いいたします。 追記する文言は、これと全く同じにする必要はありませんが、私たちの意をくんでいただければと思います。 また、これらの追記は、総合振興計画基本計画にもある「ノーマライゼーション理念」に則った表現で、それぞれ、前後の文章の表現との調和もあると思いますので、追記する文言をご検討ください。 ② 本文中の「高齢者」という文言は6か所ほど確認出来ましたので、21ページの「【多世代助け合いの促進】」の「高齢者」については、「子ども、高齢者、障害者などすべての人」と追記していただきたく思います。 ③ 本文中の「多くの～」という文章のうち、「多くの市民」、「多くの高齢者」とある箇所については、①と同様の追記をお願いします。 ④ 本文中の「住民」という文言にも、①と同様の追記をお願いします。 ⑤ 本文中のすべての文字まで確認したつもりでしたが、他にも、総合振興計画基本計画にもある「ノーマライゼーション理念」に則って、追記または訂正する箇所があるかもしれませんので、ノーマライゼーションの理念に則って、再度読み直していただければと思います。</p> <p>2 子供、高齢者や障害者に対するバリアフリー、ユニバーサルデザイン ① バリアフリー基本構想改定のきっかけとなった改正バリアフリー法の基本理念に則り、本文中の「施設」、「広場」、「公園」、「散策路」又は「〇〇室」等の人が集まる施設に関する文言には、「バリアフリー化した〇〇」もしくは「ユニバーサルデザインを取り入れた〇〇」と追記していただきたく思います。追記する文言は、これとは全く同じにする必要はありませんが、私たちの意をくんでいただければと思います。それぞれ、前後の文章の表現との調和もあると思いますので、追記する文言をご検討ください。 ② それぞれ、前後の文章の表現との調和もあると思いますので、追記する文言をご検討ください。 ③ 文章中の「駐車場」、「交通」等の文言に関しては、総合振興計画基本計画にもある、「交通弱者」への対応を踏まえたものとしてください。電車やバスだけでは施設を利用できない人、車での来場以外にできない人への対応として、例えば「障害者駐車スペースあり」などの追記していただく私たち障害者でも利用できると判断できます。 ④ 本文中の「駐車場」の文言には「駐車場（バリアフリー対応）」もしくは「駐車場（ユニバーサルデザイン導入）」等の追記をお願いします。 ⑤ 本文中には再編対象施設の記載がありますが、交通弱者が利用できるよう障害者用駐車スペースの設置が必要だと思います。その法定の必要台数もしくは設置予定台数を記載してください。 ⑥ 「バリアフリー基本構想」、「ユニバーサルデザイン推進基本方針」の理念から検討した事項があると思いますので、その検討の経緯などが分かるような記載を追記していただければと思います。いずれにせよ、ノーマライゼーションの理念と合わせて、再度読み直していただければと思います。</p>	全体	1	<p>ノーマライゼーションやユニバーサルデザイン等の考えにつきましては、上位計画である総合振興計画基本計画等を踏まえ、これまで検討を進めてきたところです。 令和4年3月に策定しました「中央区役所周辺の公共施設再編基本方針」では、基本方針の（2）利便性・快適性の向上として、子ども、子育て中の親、高齢者、障がい者など、誰もが快適に心地よく過ごせるよう、ユニバーサルデザインの導入、憩いの場の創出、ゆとりある空間の確保などにより、快適性の向上を図ることを方針としております。 基本計画（案）では施設全体に係る内容として、P.18「(5)施設計画上の留意点 ⑤ユニバーサルデザインの導入」に記載のとおり、全ての人にとって安全で使いやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインを導入した施設として計画していくことを記載しております。 本計画における「市民」等については、子ども、高齢者、障害者などを含むすべての市民ことを指しております。このエリアがすべての人にとってのサードプレイスとして、用事がなくても訪れたい場所、憩いやくつろぎ、交流・活動の場として、楽しみの時間を過ごせる場所として施設を再編し、事業区域全体をリニューアルしていくことを目指します。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	案のとおりといたします

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
18	<p>(市街化調整区域を変更し、高さ制限がなくなり敷地の有効活用が出来ますが、市街化調整区域の変更申請など出さないのですか。)</p> <p>中央区役所周辺の公共施設再編事業検討状況報告会意見交換概要(以下：意見概要)をみると、「南区役所のように、建物を高くすることができれば、公園が広くなると思う」との意見があり、市街化調整区域の変更申請などして、建物を高くする工夫をしていただきたい。</p>	-	1	<p>施設の検討につきましては、事業区域の一部が市街化調整区域となっていることから、建設にあたっての都市計画の規制などについて、これまで所管課に確認・調整を行いながら進めてきましたが、都市計画の規制として高さ等を緩和することが現時点では難しい状況となっております。そのような状況ではありますが、今後も引き続き所管課と協議を行いながら、事業エリアに魅力的な場所を創出していくことができるよう検討を進めてまいります。</p>	案のとおりといたします
19	<p>西谷公園をつぶして、区役所新庁舎を消防署跡地に建てず、与野体育館跡地に区役所新庁舎を建設してください。(消防署跡地には(仮称)中央区民広場を造ってください。)</p> <p>意見概要に以下の答弁がありました。 (意見)事業敷地内に現在ある西谷公園はどのくらいの期間、利用できないのか。 (回答)令和9年頃から令和13年頃まで利用できない可能性がある。とあります。</p> <p>与野中央公園の体育館施設の開始スケジュールは令和10(2028)年3月であり、中央区役所の公共施設の整備スケジュールは、令和9(2027)年4月からであり、体育館が利用できないのは約1年間であるので、西谷公園が約4年間使用出来ないのと比較しても区役所新庁舎を消防署跡地に建てる必要はなく、与野体育館跡地に区役所新庁舎を建てるべきです。</p> <p>又、さいたま市平成28年12月市民生活委員会12月09日 一01号の議事録をみると、「中央消防署東側にある公園(西谷公園を指す)を消防署建設用地で建て替えることはできないか。中央消防署東側の公園については、多くの市民が利用している貴重な憩いの場であります。また、地下に貯留管が埋設されており、公園部分までの敷地を拡張して消防署を建設することは困難な状況です。」と消防施設課長が答弁しています。</p> <p>消防署建設が困難な場所に区役所新庁舎を建てることも困難なはずです。何故、建設困難な場所・貴重な憩いの場に区役所新庁舎を建てる計画になったか不思議でなりません。</p> <p>(区役所新庁舎と与野体育館跡地に建設するメリットは沢山あります。)</p> <p>本事業の建替え手順を考慮した場合とありますが、多くの市民が利用している貴重な憩いの場である西谷公園を4年間も利用できないより、与野体育館の利用が出来ないのは約1年間であり、市民が利用している貴重な憩いの場の長期間利用停止を防ぐことが出来ます。</p> <p>区役所新庁舎を消防署跡地に建設しないで、与野体育館跡地に区役所新庁舎を建設した場合は、(仮称)中央区民広場は南側(消防署跡地)に設置することが出来、日当たり良い公園になり散策路と一体化できるメリットがあります。(西谷公園もそのまま引継ぎ・一般市民憩いの場も容易に区分け出来ることもできます。)</p> <p>また、区役所新庁舎新庁舎と図書館等複合施設が隣り合わせになり利便性が向上するメリットもあります。</p>	14	1	<p>施設配置計画につきましては、現状の施設の配置や敷地の大きさ、敷地の条件、複合化の組合せ、建替え手順などを考慮したうえで、効率的に施設を更新し、より良い市民サービスを提供できるような考え方としております。</p> <p>なお、施設配置につきましては民間事業者の提案をいただきながら最終的に決めてまいります。頂いた御意見も踏まえ、検討を進め、公募の条件を整理してまいります。</p>	案のとおりといたします
20	<p>(ボール遊びが出来るスペースも取り入れてください。)</p> <p>ワークショップ「中央区役所周辺のまちづくり第3弾」をみると、大きい子供たちも体を動かせる広場・ボール遊びが出来る広場の要望もあり取り入れてください。</p>	23	1	<p>令和4年度に実施した市民ワークショップでは様々な意見や提案をいただき、基本計画(案)ではP.23「(2)(ウ)整備する諸室等の方針」に記載のあるとおり、公園・広場につきましては、青少年が遊べるスペース、未就学児や子育て世代が利用できるスペースを整備する等を方針といたしました。</p> <p>公園の具体的な機能や利用方法につきましては、今後も引き続き意見交換を行いながら、今後の公募資料(要求水準書等)の作成の際や施設の設計を行う段階で検討を行い整理してまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	案のとおりといたします
21	<p>(図書館機能として、パソコン室等の整備を取り入れてください。)</p> <p>11ページに「施設利用の円滑化や公共サービスの効率化を図るとともに、オンライン・オフラインを併用と記述されているので、パソコン室等の整備を取り入れてください。</p>	11・39	1	<p>各施設の諸室の具体的な機能等につきましては、今後の公募資料(要求水準書等)の作成の際や施設の設計を行う段階で検討を行い、整理してまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。</p>	案のとおりといたします

「中央区役所周辺の公共施設再編基本計画（案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
22	(公民館機能・文化センター機能として、wi-fi プロジェクターの整備を取り入れてください。) 11ページに「施設利用の円滑化や公共サービスの効率化を図るとともに、オンライン・オフラインを併用と記述されているので、wi-fi プロジェクターの整備を取り入れてください。	11・39	1	各施設の諸室の具体的な機能等につきましては、今後の公募資料（要求水準書等）の作成の際や施設の設計を行う段階で検討を行い、整理してまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
23	(与野の水球を見捨てないで、水球が可能な施設にしてください。) 与野水球クラブは、ジュニアオリンピックの常連チームです。この伝統あるクラブを守るためにも水球が可能な施設にしてください。	-	1	各施設の諸室の具体的な機能等につきましては、今後の公募資料（要求水準書等）の作成の際や施設の設計を行う段階で検討を行い、整理してまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
24	「(仮称)次世代型スポーツ施設」の建設は反対ですが、どうしても中央区に建設したいなら東A街区に検討してください。 「(仮称)次世代型スポーツ施設基本計画の住民説明会」で建設反対の意見が多くありました。東A街区は、9,800 m2あります、(仮称)次世代型スポーツ施設の建設面積が9,000 m2であり建設は可能です。 (仮称)次世代型スポーツ施設は、スポーツエンターテインメントの興行が可能な施設で、賑わい形成に資する施設ですので与野中央公園より賑わい形成は出来ます。与野中央公園は、「ゆとりある緑の公園」中央区役所周辺は「賑わいある区役所」となります。 中央区は公園面積が全国平均の6分の1(1.74 m2)です。42ページに余剰地を創出(民間エリア)とありますが、余剰地を創出する前に、少しでも多く公園を創出する努力をしてください。 与野中央公園には、「ゆとりある緑の公園」を創出し、中央区役所周辺は「賑わいある区役所」、財政負担の軽減可能な「(仮称)次世代型スポーツ施設」(建設は反対ですがどうしても建設するのなら)の建設を検討してください。 そして、東B街区には「プール等複合施設」があるので、相乗効果が生まれると考えます。	-	1	与野中央公園への「(仮称)次世代型スポーツ施設」の整備につきましては、旧与野市にて定められた「中央公園基本計画」等における多目的体育館等の検討や、本市が策定した「与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン」における複合スポーツ施設等の整備をはじめとした各種調査・検討を踏まえ、来街者の増加による地域振興を図るとともに、将来的にも持続可能なスポーツ環境を市民の皆様を提供することを旨とし、与野中央公園に「みるスポーツ」、「するスポーツ」等の拠点としての施設を新たに整備するものです。 また、中央区役所周辺の公共施設再編事業エリアの東A街区(約9,800㎡)の敷地建設面積9,000㎡の建物を建設することについては、敷地に係る制限(建蔽率)を考慮すると基準を満たさず建てることは出来ません。 公園の創出につきましては、公共エリアにおいては公園・広場として4,000㎡程度の広さを想定しております。複合化などで生じた余剰地については民間の機能を誘致していく民間エリアと設定しているところですが、民間エリア内には、民間事業者の提案を取り入れながら、施設利用者や市民が利用できる広場等を配置することを想定しております。	案のとおりといたします
25	再編後のバス等公共交通機関の経路はどのようになるのですか？ 再編後、中央区役所周辺のバス等公共交通機関(乗合バス等)については、何も記述されていません。現在でも中央区役所周辺の乗合バス等は周遊に問題があると思っていますので、経路(案)をお示ししてください。	16	1	事業エリアまでの交通アクセスにつきましては、施設利用者の導線に配慮し、検討してまいります。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします
26	部局横断で「まちづくり」をしてください。 部局だけが関連課所と調整して「まちづくり」は出来るのでしょうか。 20ページのエリアマネジメントには「市民、市、民間事業者、関連団体が参加する地域の活性化に係る取組みを行い・・・」と記述されていますが、行政の姿勢はどうでしょうか。 部局横断で「まちづくり」をしていないと思います。「木をみて、森をみず」となっている様です。事実、まちづくりの住民説明会に「市民は出席、区長は欠席」となっていることから窺えます。 先頭に立って、地域活性化を行うべき区長は言葉(文字)だけ(中央区長マニフェストから中央区のまちづくりへと名称を変更)で、実際に行動せず部下任せでは、市民・区民は困ってしまいます。 まちづくり総務課が関連課所と調整しているから、区長は出席しなくて良いと考えているのでしょうか。行政も姿勢を改めていただきたいと思います。	-	1	本事業は、多くの公共施設を対象とした規模の大きな事業となっており、区役所以外にも多くの課所が関わる事業となります。そのため、進めていくにあたっては、先導し中心となり進めていく所管が必要となり、その役割をまちづくり総務課や資産経営課が担い様々な検討や手続き、説明会等を実施しているところです。 頂いた御意見につきましては、今後の事業を推進する際の参考とさせていただきます。	案のとおりといたします

■ 集計結果

意見提出者数	8名
意見項目数	26件
修正項目数	0件